

平成 22 年 5 月 13 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19730039

研究課題名（和文） 世界貿易機関（WTO）協定の遵守確保

研究課題名（英文） Securing Compliance with the World Trade Organization (WTO) Agreement

研究代表者

福永 有夏（FUKUNAGA Yuka）

早稲田大学・社会科学総合学院・准教授

研究者番号：10326126

研究成果の概要（和文）：WTO協定の遵守確保を導く要因・制度について研究を行った。とりわけ、WTO紛争処理制度を通じて協定の遵守確保が図られていることを明らかにした。このほか、DSB（紛争解決機関）の国内実施やWTO協定の国内適用の過程を検討し、WTO協定の遵守確保に国内法過程が果たす役割も明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The research focused on factors and systems that induce compliance with the WTO Agreement. In particular, it revealed that the WTO Dispute Settlement System has made a substantial contribution in securing compliance with the WTO Agreement. In addition, it highlighted the role of domestic legal process in achieving the compliance by analyzing the domestic implementation of DSB (Dispute Settlement Body) recommendations as well as the application of the WTO Agreement.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 19 年度	1,300,000	0	1,300,000
平成 20 年度	700,000	210,000	910,000
平成 21 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	420,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際経済法、WTO、紛争処理、遵守

## 1. 研究開始当初の背景

国際法学において、遵守についての関心が再び高まっている。その理由の一つが新たな遵守確保の仕組みの登場であり、もう一つが国際法の正統性を確保することで自発的遵守を促そうとする議論の活発化である。しかし、国際法の遵守確保についての学術的議論

は人権、環境、軍縮といった分野におけるものが中心で、WTOを始めとする国際経済法分野においてはほとんど行われていないのが実情であった。そこで本研究は、WTO協定の遵守について、国際法学上の視点からの研究を試みることにした。

## 2. 研究の目的

国際法学における遵守論の展開が、WTO協定の遵守確保に与える示唆を明らかにすることを目的とした。

とりわけ、WTO紛争処理制度が遵守確保に役割や、WTO協定の自発的遵守を促すための正統性の根源を明らかにすることを主要な目的としたほか、途上国に対するキャパシティ・ビルディングや貿易政策検討制度による遵守確保を分析することも目的に挙げた。

ただ、実際にはWTO紛争処理制度を通じた遵守確保が中心的な研究課題となり、それ以外の点については十分に研究の対象とできなかった。

## 3. 研究の方法

理論的研究として、国際法学における遵守論についての研究を行った。また、国際法の立憲化やグローバル・ガバナンスをめぐる議論など、新たな国際（法）秩序の構想に係る議論についても研究の対象とした。

このほか、政治学や社会学など、他分野の研究にも注意を払い、国際法学における遵守論に与えるインプリケーションについて検討した。

過去のWTO紛争処理制度の事例を調査した。その際、WTO紛争処理制度において示されたパネルや上級委員会の裁定や勧告を分析するのみならず、裁定や勧告の結果、WTO協定違反を認定された加盟国がどのように違反措置を修正し、WTO協定に適合させたかの過程にも着目した。

実地調査として、市民団体などへの聞き取りを行ったほか、国内外の研究者と意見交換を行った。

## 4. 研究成果

### (1) WTO紛争処理制度と正統性

国際法の正統性が問われる理由について検討した。国際法規則に「正統性」を付与する要素として、法規則の客観的属性と関係主体の主観的認識に着目し、特に後者について、国際法規則が市民から「正統」と認識されることが国家の国際法遵守を導く上で重要となっていると論じた。

また、WTO紛争処理制度に正統性を与える要素について分析した。特に、WTO紛争処理制度に正統性を与えるとしばしば主

張される、市民の参加と遵守との関連に着目した。すなわち、WTO紛争処理制度やその裁定が正統性を欠くと市民が認識するとき、市民は自国政府に対して裁定を遵守すべきでないと働きかけるかもしれないと指摘した。そのうえで、市民のWTO紛争処理制度に対する正統性認識を高めるために提案されている諸策（市民から提出される意見書を考慮に入れて紛争を審理する、市民の利益を考慮した裁定を行う、など）を検討し、いずれも制度の正統性を高めるとは必ずしも言えないと批判した。さらに代替案として、国内平面において市民の参加を高め市民の利益を考慮することで、紛争処理制度の正統性欠如を補うべきと論じた。

### (2) 国内法過程

民主的正統性研究の一環としてグローバル・ガバナンス、コスモポリタン・デモクラシーといった概念を研究する中で、国際法秩序と国内法秩序との間に生じつつある新たな関係性に関心を持つようになった。そうした関心を踏まえ、WTOなどの国際経済制度の開発政策を題材に、一元論・二元論といった国際法と国内法の伝統的関係を越えたグローバル法秩序の形成過程とその意義について研究を行った。特に、国際経済協定の遵守確保において、国内法過程が果たす役割に注目して研究を行った。

WTO協定の遵守確保において国内法過程が果たす役割として、まず、WTO紛争処理制度の裁定を国内的に実施するという点がある。WTO紛争処理制度において違反認定が行われ、違反措置を協定に適合するよう勧告が行われても、そのような勧告が国内的に実施されなければWTO協定の遵守は確保できない。本研究は、WTO加盟国がそれぞれの国内制裁に沿って、柔軟に勧告を国内的に実施していることを明らかにした。

また、WTO協定に関する紛争を、WTO紛争処理制度に付託する代わりに、国内裁判所に付託する場合があることも明らかにした。とりわけ、知的財産権に関する紛争のように、私人の権利に密接に係る紛争の場合は、主たる論点がWTO協定に係るものであっても、私人がアクセス可能な国内裁判所に付託されることが多い。本研究は、国内裁判所もWTO協定の遵守確保に貢献しているという意味で、WTO紛争処理制度を補完していることを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

福永有夏

権利制限規定と知的財産権条約：論点の提起と整理

日本国際経済法学会年報第19号  
提出済み・掲載決定(ページ未定)  
2010年(予定)  
査読なし

Yuka Fukunaga

Discontinuity in the Internalization of the WTO Rules: Assessing the Democratic Deficit Critique against the Dispute Settlement System

Alberta Law Review v.46/4  
pp.1039-1059  
2009  
査読あり

Yuka Fukunaga

Civil Society and the Legitimacy of the WTO Dispute Settlement System

Brooklyn Journal of International Law v.34/1  
pp.85-111  
2008  
査読あり

〔学会発表〕(計6件)

福永有夏

国際機関の開発政策と世界政府思想  
世界法学会2010年度研究大会  
2010年5月  
大阪大学

福永有夏

権利制限規定と知的財産権条約 理論上及び実践上の問題

日本国際経済法学会第19回研究大会  
2009年11月  
甲南大学

Yuka Fukunaga

Discontinuity in the Internalization of the WTO Rules: Assessing the Democratic Deficit Critique against the Dispute

Settlement System

Four Societies Workshop on International Law and Democratic Theory  
September 2008  
Alberta University (カナダ)

Yuka Fukunaga

Transparency of the Trade Dispute Settlement Process  
Society of International Economic Law: Inaugural Conference  
July 2008  
Geneva Graduate Institute (スイス)

Yuka Fukunaga

Global Economic Institutions and the Autonomy of the Development Policy: A Pluralist Approach  
New Zealand Centre of International Economic Law: Inaugural Conference  
December 2007  
Wellington Law School (ニュージーランド)

福永有夏

グローバル経済制度と途上国開発政策の自律性  
東大国際法研究会第290回  
2007年12月  
東京大学

〔図書〕(計2件)

Yuka Fukunaga

Global Economic Institutions and the Autonomy of Development Policy: A Pluralist Approach  
Meredith Kolsky Lewis & Susy Frankel eds.,  
International Economic Law and National Autonomy  
Cambridge University Press  
提出済み・掲載決定(ページ未定)  
2010年(予定)  
査読あり

Yuka Fukunaga

Customs Law of Japan  
Cheng Chia-Jui ed., Trade and Customs Laws of Asia-Pacific  
Kluwer Law International  
提出済み・掲載決定(ページ未定)

2010年(予定)  
査読なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

福永 有夏 (FUKUNAGA YUKA)  
早稲田大学社会科学総合学院・准教授  
研究者番号：10326126